議案第83号

羽生市議会議員の執行機関の附属機関等委員への就任の制限に伴う関係条例の整備に関する条例

(羽生市住居表示整備審議会条例の一部改正)

第1条 羽生市住居表示整備審議会条例 (昭和40年条例第9号) の 一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改正前		
(組織)	(組織)		
第3条 (略)	第3条 (略)		
2 委員は、次に掲げる者のうちか	2 委員は、次 <u>の各号</u> に掲げる者の		
ら市長が <u>委嘱し、又は</u> 任命する。	うちから市長が任命する。		
	<u>(1)</u> 市議会議員		
<u>(1)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)		
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)		
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)		
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)		
(任期)	(任期)		
第4条 委員の任期は、1年とす	第4条 委員の任期は、1年とす		
る。ただし、再選を <u>妨げない</u> 。	る。ただし、再選を <u>さまたげない</u> 。		
2 (略)	2 (略)		
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)		
第5条 (略)	第5条 (略)		
2 (略)	2 (略)		
3 副会長は、会長を補佐し、会長	3 副会長は、会長を補佐し、会長		
に事故があるとき <u>又は欠けたとき</u>	に事故があるときは、その職務を		
は、その職務を代理する	代理する		

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、<u>市民福祉</u> <u>部市民生活課</u>において処理する。

(委任)

第8条 (略)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、<u>市民生活</u> 課において処理する。

(雑則)

第8条 (略)

(羽生市総合振興計画審議会条例の一部改正)

第2条 羽生市総合振興計画審議会条例 (昭和45年条例第35号) の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(組織)	(組織)		
第3条 (略)	第3条 (略)		
2 委員は、次に掲げる者のうちか	2 委員は、次 <u>の各号</u> に掲げる者の		
ら市長が <u>委嘱し、又は</u> 任命する。	うちから市長が任命する。		
	<u>(1)</u> 市の議会議員		
(1)(略)	(2) (略)		
(2) (略)	<u>(3)</u> (略)		
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)		
(4) (略)	<u>(5)</u> (略)		
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)		
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)		
第4条 (略)	第4条 (略)		
2 (略)	2 (略)		
3 副会長は、会長を補佐し、会長	3 副会長は、会長を補佐し、会長		
に事故があるとき <u>又は欠けたとき</u>	に事故があるときは <u>その</u> 職務を代		
は <u>、その</u> 職務を代理する。	理する。		
(委員の任期)	(委員の任期)		
第5条 委員の任期は、2年とし、	第5条 委員の任期は <u>2年</u> とし、再		

欠けた場合における補欠委員の任 期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画財務 部企画課において処理する。

<u>(委任)</u>

第10条 (略)

再任を妨げない。ただし、委員が | 任を妨げない。委員が欠けた場合 における補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

2 (略)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課に おいて処理する。

(雑則)

第10条 (略)

(羽生市中小企業従業員福祉制度審議会条例の一部改正)

第3条 羽生市中小企業従業員福祉制度審議会条例(昭和47年条例 第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1)改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市内中 小企業従業員の福祉の向上に関す る制度について調査し、及び審議 するため、羽生市中小企業従業員 福祉制度審議会(以下「審議会」 という。)を置く。

(組織)

第3条 (略)

2 委員は、次に掲げる者のうちか ら市長が<u>委嘱し、又は任命する</u>。

(1) (略)

(2) (略) 改 TE. 前

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市内中 小企業従業員の福祉の向上に関す る制度について調査及び審議する ため、羽生市中小企業従業員福祉 制度審議会(以下「審議会」とい う。)を置く。

(組織)

第3条 (略)

2 委員は、次の各号に掲げる者の うちから市長が委嘱する。

<u>(1)</u> <u>市議会議員</u>

(2) (略)

(3) (略) <u>(3)</u> (略) (4) (略)

3 (略)

(会長及び副会長)

第 4 条 (略)

2 · 3 (略)

4 副会長は、会長を補佐し、会長 に事故があるとき<u>又は欠けたとき</u> は<u>、その</u>職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集し、 <u>その</u>議長となる。
- 2 3 (略) (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、<u>経済環境</u> 部商工課において処理する。

<u>(4)</u> (略) (5) (略)

3 (略)

(会長及び副会長)

第 4 条 (略)

2 · 3 (略)

4 副会長は、会長を補佐し、会長 に事故があるときは<u>その</u>職務を代 理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集し、 議長となる。
- 2 3 (略) (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、<u>商工課</u>に おいて処理する。

(羽生市中小企業従業員退職金等福祉共済条例の一部改正)

第4条 羽生市中小企業従業員退職金等福祉共済条例 (昭和49年条 例第1号) の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改 正 後	改	正	前
<u>目次</u>				
第 1 章	総則 (第1条・第2条)			
第 2 章	共済契約 (第3条-第10			
	<u>条)</u>			
第 3 章	共済掛金 (第11条-第			
	19条)			
第 4 章	<u>給付(第20条-第27</u>			

条)

第5章 運営協議会 (第28条-第33条)

第6章 雑則(第34条-第45 条)

(被共済者となれない者)

第4条 次に掲げる者は、被共済者 となることができない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 加入事業主である個人又 はこれと生計を一にする親族で ある者

(承諾の拒絶)

第7条 市は、次に掲げる場合に は、共済契約の申込みを拒絶する ことができる。

 $(1) \sim (3)$ (略)

2 市は、共済契約の申込みを拒絶 したときは、前条第1項の規定に より納付された申込金を遅滞なく 返還しなければならない。

(契約の成立)

第8条 (略)

2 · 3 (略)

4 市は、共済契約者から新たに従 業員を被共済者とする申込みを受 理し、承諾したときは、既に交付 してある共済契約証書附属書に新 たな被共済者の氏名その他必要な 事項を追加し、又は変更すること によって共済契約証書の交付に代 えるものとする。

(共済契約者の変更)

第9条 共済契約者である事業主に 変更があったとき(法人にあって は、代表者の変更を含む。)は、新 たに事業主となったものが遅滞な く共済契約者変更の届出をしなけ ればならない。

(契約の解除)

(被共済者となれない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、被 共済者となることができない。

(1)~(3)(略)

(4) 加入事業主である個人、 若しくはこれと生計を一にする 親族である者

(承諾の拒絶)

第7条 市は、次の各号に掲げる場 合には、共済契約の申込みを拒絶 することができる。

(1)~(3)(略)

2 市は、共済契約の申込みを拒絶 したときは、第6条第1項の規定 に基づき納付された申込金を遅滞 なく返還しなければならない。

(契約の成立)

第8条 (略)

2 · 3 (略)

4 市は、共済契約者からあらたに 従業員を被共済者とする申込みを 受理し、承諾したときは、既に交 付してある共済契約証書附属書に あらたな被共済者の氏名その他必 要な事項を追加又は変更すること によって共済契約証書の交付にか えるものとする。

(共済契約者の変更)

第9条 共済契約者である事業主に 変更があったとき(法人にあって は代表者の変更を含む。)は、あら たに事業主となったものが遅滞な く共済契約者変更の届出をしなけ ればならない。

(契約の解除)

第10条 市又は共済契約者は、次 第10条 市又は共済契約者は、第

項及び第3項に規定する場合を除いては、共済契約の解除をすることができない。

2 市は、次に掲げる場合には、共 済契約を解除することができる。 ただし、別に規則で定める場合 は、この限りでない。

(1)~(4)(略)

3 共済契約者は、次に掲げる場合 には、共済契約を解除することが できる。

(1) • (2) (略)

4 • 5 (略)

(掛金の納付)

- 第11条 共済契約者は、退職金等の支給に要する資金に<u>充てる</u>ため、申込み口数に応じて掛金を納付しなければならない。ただし、休職又は欠勤中の被共済者について別に規則で定める場合には、掛金を納付しないことができる。
- 2 (略)

(掛金納付済期間の通算)

- 第 1 5 条 (略)
- 2 前項<u>に規定する場合において</u>、 前の共済契約者が正当な理由なく 同意しないときは、市長の裁定す るところによる。
- 3 (略)

(重複月の掛金)

第16条 前条の規定により、掛金納付済期間を通算する場合に、新たに被共済者となった月の掛金が、既に前の共済契約者において納付済であるときは、当月分の掛金は、必要としない。

(掛金の運用)

第18条 市は、納付された掛金 (運用による利益を含む。)を、次 に掲げるところにより運用するも のとする。 2 項及び第 3 項に規定する場合を 除いては、共済契約の解除をする ことができない。

2 市は、次<u>の各号</u>に掲げる場合に は、共済契約を解除することがで きる。ただし、別に規則で定める 場合は、この限りでない。

(1)~(4) (略)

3 共済契約者は、次<u>の各号</u>に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

(1) • (2) (略)

4 • 5 (略)

(掛金の納付)

- 第11条 共済契約者は、退職金等の支給に要する資金に<u>あてる</u>ため、申込み口数に応じて掛金を納付しなければならない。ただし、休職又は欠勤中の被共済者について別に規則で定める場合には、掛金を納付しないことができる。
- 2 (略)

(掛金納付済期間の通算)

- 第 1 5 条 (略)
- 2 前項<u>の場合に</u>、前の共済契約者 が正当な理由なく同意しないとき は、市長の裁定するところによ る。
- 3 (略)

(重複月の掛金)

第16条 前条の規定により、掛金納付済期間を通算する場合に、<u>あらたに</u>被共済者となった月の掛金が、既に前の共済契約者において納付済であるときは、当月分の掛金は<u>必要</u>としない。

(掛金の運用)

第18条 市は、納付された掛金 (運用による利益を含む。)を、次 <u>の各号</u>に掲げるところにより運用 するものとする。 $(1) \sim (5)$ (略)

2 (略)

(遺族の範囲)

第22条 この共済契約により退職 金等の給付を受けるべき遺族の範 囲は、次に掲げる者とする。

(欠格)

第24条 故意の犯罪行為により被 共済者を死亡させた者は、前条の 規定にかかわらず、その給付を受 けることができない。被共済者の 死亡前に、被共済者の死亡によっ て、給付を受けるべき者を故意の 犯罪行為によって死亡させた者に ついても、同様とする。

(組織)

- 第30条 (略)
- 2 委員は、次に掲げる者のうちか ら市長が委嘱し、又は任命する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 (略)

(会長及び副会長)

- 第 3 1 条 (略)
- 2 · 3 (略)
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長 に事故があるとき又は欠けたとき は、その職務を代理する。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、経済環 | 第33条 審議会の庶務は、商工課 境部商工課において処理する。

(計算期間の特例)

第40条 前条の請求に関わる期間 | 第40条 前条の請求にかかわる期

(1)~(5) (略)

2 (略)

(遺族の範囲)

第22条 この共済契約により退職 金等の給付を受けるべき遺族の範 囲は、次の各号に掲げる者とす る。

(1)~(4)(略)

(欠格)

第24条 故意の犯罪行為により被 共済者を死亡させた者は、前条の 規定にかかわらずその給付を受け ることができない。被共済者の死 亡前に、被共済者の死亡によっ て、給付を受けるべき者を故意の 犯罪行為によって死亡させた者に ついても同様とする。

(組織)

- 第30条 (略)
- 2 委員は、次の各号に掲げる者の うちから市長が委嘱又は任命す る。

(1) 市議会議員

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 (略)

(会長及び副会長)

第31条 (略)

2 · 3 (略)

4 副会長は、会長を補佐し、会長 に事故があるときはその職務を代 理する。

(庶務)

において処理する。

(計算期間の特例)

を計算する場合において、その請 | 間を計算する場合において、その

求が書面の郵送等により行われた ものであるときは、郵送等に要し た日数は、その期間に算入しない ものとする。

(掛金及び給付額の調整)

第43条 共済契約に<u>係る</u>掛金及び 給付額は、経済事情等の変化に応 じるよう適宜調整されなければな らない。

別表第1 (第20条関係)

表 (略)

別表第2 (第21条関係)

表 (略)

請求が書面の郵送等により行われたものであるときは、郵送等に要した日数は、その期間に算入しないものとする。

(掛金及び給付額の調整)

第43条 共済契約に<u>かかる</u>掛金及 び給付額は、経済事情等の変化に 応じるよう適宜調整されなければ ならない。

別表第1

表 (略)

別表第2

表 (略)

(羽生市下水道事業審議会条例の一部改正)

第5条 羽生市下水道事業審議会条例(昭和55年条例第13号)の 一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第3条 (略)	第 3 条 (略)
2 委員は、次に掲げる者のうちか	2 委員は、次 <u>の各号</u> に掲げる者の
ら市長が <u>委嘱し、又は</u> 任命する。	うちから市長が任命する。
	<u>(1)</u> 市議会議員
<u>(1)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
(2) (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
_ <u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)

(会長及び副会長)

第4条 (略)

2 (略)

3 副会長は、会長を補佐し、会長 に事故があるとき<u>又は欠けたとき</u> は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、 再任を妨げない。ただし、委員が 欠けた場合における補欠委員の任 期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)

第4条 (略)

2 (略)

3 副会長は、会長を補佐し、会長 に事故があるときは<u>その</u>職務を代 理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は<u>2年</u>とし、再 任を妨げない。<u>委員</u>が欠けた場合 における補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(羽生市まちづくり自治基本条例の一部改正)

第6条 羽生市まちづくり自治基本条例 (平成21年条例第30号) の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前	
(羽生市まちづくり自治基本条例 委員会)	(羽生市まちづくり自治基本条例 委員会)	
第43条 (略)	第43条 (略)	
2 委員会の委員は、次に掲げる者 のうちから市長が <u>委嘱し、又は任</u>	2 委員会の委員は、次に掲げる者 のうちから市長が <u>委嘱する</u> 。	
<u>命する</u> 。 (1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)	
(4) (略)	<u>(4)</u> <u>市議会議員</u> (5) (略)	
3 (略)	3 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に羽生市中小企業従業員福祉制度審議会条例の規定により委員に委嘱されている市議会議員は、委員の任期が終了するまでの間は、当該委員とみなす。ただし、その任期中に市議会議員の任期が満了したとき若しくは議会が解散されたとき又は委員である市議会議員がその身分を失ったときは、この限りでない。
- 3 この条例の施行の際現に羽生市中小企業従業員退職金等福祉共済 条例の規定により委員に委嘱されている市議会議員は、委員の任期 が終了するまでの間は、当該委員とみなす。ただし、その任期中に 市議会議員の任期が満了したとき若しくは議会が解散されたとき又 は委員である市議会議員がその身分を失ったときは、この限りでな い。
- 4 この条例の施行の際現に羽生市下水道事業審議会条例の規定により委員に委嘱されている市議会議員は、委員の任期が終了するまでの間は、当該委員とみなす。ただし、その任期中に議会が解散されたとき又は委員である市議会議員がその身分を失ったときは、この限りでない。

令和3年11月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明